

議会受付番号	鎌議第 1452 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	総務部（職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

職員の販売等の副業について

2 質問の要旨

鎌倉市消防本部指令情報課主事が借金で生活に困窮して、休日に 120 回にわたり引越し業務のアルバイトに従事。計 120 万円ほどの報酬を得ていた事で懲戒処分を受けたことから、以下質問いたします。

- ① 他の職員が副業をしている疑いがないかどうか調査はしたのか。
してないとしたらするつもりはあるのか。
- ② 不動産や農業などで収入を得ることは一部認められるケースがあると思うが、
どういった内容なら認められるのか。
- ③ 例えば個人で商品を制作したものをネットやお店に委託して職員が販売して
収入を得る事は違法なのか。
（例、お菓子、料理、衣料品、絵画などのアート作品等の販売）
- ④ ③について職員がやっていないかどうかの調査をした事があるのか。
- ⑤ 副業について職員教育をした事はあるのか。
- ⑥ 再発防止策としての職員教育は実施する予定はあるのか。
やるとしたら何時どんな内容でやるのか。

3 答弁

- ① 平成 21 年 10 月に営利企業等に許可を得ずに従事している職員を調査したことがありますが、今回の懲戒処分を受けての調査は行っておりません。今後、改めて調査を実施したいと考えています。
- ② 地方公務員法第 38 条第 1 項において営利企業等への従事が制限されている趣旨を十分に踏まえた上で、職員が当該営利企業等に従事しても、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、当該営利企業と職員が属する地方公共団体と

の間に相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことを確認した上で、許可されることがあります。

- ③ 営利企業等への従事制限に該当する可能性はあります。
- ④ 調査を実施したことはありません。
- ⑤ 地方公務員法やコンプライアンスに関する研修を実施しており、その中で営利企業等への従事制限についても説明をしています。
- ⑥ 営利企業等への従事制限を規定した地方公務員法は、地方公務員の基本となる法律であることから、今後とも研修等を行い、同法の遵守を徹底していきます。